

エコマーク使用料の特別措置に係る検討状況について

昨年 9 月 27 日に開催されたエコマーク運営委員会（第 17 回）でのご指摘を踏まえ、エコマーク商品の料金特別措置の検討を行ってまいりましたが、その状況は以下の通りです。

エコマーク使用料の負荷は、エコマーク料金体系の変更により、76%の企業が旧料金より軽くなっているなど、総体的には軽減されています。しかし、個々に見ると使用料の増加により解約している企業もあり、そこへのヒアリングによると、料金を軽減されても、マークを付する改版等にコストがかかるので、復帰は困難との意向でした。

しかし、消費者に広く目に触れる身近な商品である次の 2 商品類型については、環境教育の効果も高く、エコマーク普及促進の観点からエコマーク使用料の軽減を図ることが重要と考えられることから、その方向で特別措置について、3 月 14 日の運営委員会にご報告すべく検討を進めてまいりました。

新規商品類型 「雑誌」（No. 120「紙製の印刷物」から分離して制定）

売上高で使用料が決まると、発行部数の多い印刷物を発行する事業者の負担が重く、エコマーク取得企業が出てこないことが予想される。

商品の回転時間が早く、消費者の手元にある期間が短いような週刊誌などは、リサイクル促進を図るため、製品寿命の長い長期使用タイプの製品と異なる料金体系を採用することも適当。

No. 108 「衛生用紙」

消費者が直接購入する機会の多い日用品で、出荷数が多い。

薄利多売であり、旧使用料と比較して使用料が大幅増となっているため、残留した企業において今後撤退が懸念される。

現時点では、上記のうち「雑誌」の類型について、雑誌だけに限定するか、それともその他の回転の速い印刷物にも措置を広げるか等を巡り、社団法人日本雑誌協会や日本印刷産業連合会等と協議調整を行っている最中であり、最終案が固まっていない状況です。

以上のような経緯から、今回は、特別措置についてのご報告を見送らせていただき、調整の結果を織り込んだ形で、9 月の運営委員会にご報告したいと考えております。進捗が遅れておりますことを、深くお詫び申し上げます。